

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

住民税非課税世帯（「世帯全員が令和4年度住民税均等割非課税」かつ「課税者に扶養されていない方を含む」世帯）と家計急変世帯（令和4年1月～12月に予期せず家計が急変した世帯）に対し、1世帯あたり5万円を支給します。

### ■令和4年9月30日時点で小平町に住民登録がある非課税世帯

- ①世帯全員が令和4年1月1日以前から小平町に住民登録がある場合は、令和4年12月中旬に確認書を送付していますので、必要事項を記入のうえ、役場保健福祉課または各支所へご提出ください。
- ②令和4年1月2日以降に転入した方を含む世帯については申請が必要となりますので、役場保健福祉課または各支所にてお手続きください。

### ■令和4年1月以降に予期せず家計が急変した世帯

\*世帯全員の収入見込額（または所得見込額）が非課税相当となった世帯についても給付の対象となりますが、家計急変により本給付金の給付を希望する場合は申請が必要となりますので、役場保健福祉課または各支所にてお手続きください。（申請時点の世帯状況で審査されます）

■確認書および申請書の提出期限は令和5年1月31日までです。

■本給付金の受給は一度限りとします。

#### 【非課税相当収入・所得限度額の目安】

	収入限度額	所得限度額
単身または扶養親族なし	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	168.0万円	110.8万円

※家計急変における収入見込額および所得見込額とは、任意の月の収入や所得に12を乗じて得た額のことです。

例) 3月の収入が15万円の場合 15万円×12か月=180万円⇒収入見込額

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線272・273）

## 事業主（給与支払者）および従業員の皆様へ住民税の特別徴収について

留萌管内市町村と北海道留萌振興局では、特別徴収の要件に該当するすべての事業主を特別徴収義務者に指定する取り組みを行っています。

※従業員（納税義務者）の個人住民税は、原則、給与から税額を引き去りして市町村に納入する「特別徴収」の方法が法令により定められています。

### ■特別徴収とは

事業主が、市町村から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の給与から個人住民税額を引き去りして、翌月10日までに納入していただく制度です。

個人住民税は、あらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業主が税額を計算する必要はありません。

また、特別徴収は、納期が年12回なので、普通徴収と比較して、1回あたりの納税額が少なくすみます。

◎問い合わせ先 財政課税務係 ☎56-2111（内線216・217）